

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会定款

平成25年3月21日制定
平成25年4月1日施行
平成29年5月25日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、医薬品卸売業界の連絡調整を通じて、医薬品流通の適正化を図ることにより、医薬品卸売業界の使命の達成に努め、もって国民医療の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会と称する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、医薬品卸売業に関し、次の事業を行う。

- ① 医薬品の安定的供給、販売姿勢の適正化等医薬品卸売業に関する指導、調査及び研究
 - ② 行政機関との連絡調整及び国の施策に対する協力
 - ③ 統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ④ 情報の交換、資料の頒布、機関紙の発行及び講演会等の開催
 - ⑤ 海外関係団体との交流事業
 - ⑥ 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格)

第6条 正会員は、都道府県の地域を単位とする医薬品卸売業者が組織する団体とする。

- 2 前項に定める資格を有する団体で入会を希望するものは、理事会の承認を得て入会することができる。
- 3 入会の手続については、理事会において別に定める。
- 4 賛助会員は、本会の事業を理解し、これを賛助する者とする。
- 5 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(会員代表者)

第7条 会員は、本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、入会と同時に届け出なければならぬ。会員代表者を変更したときも同様とする。

(会費)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員は総会の定めるところにより会費を、及び賛助会員は賛助会費をそれぞれ納入しなければならない。

2 会費及び賛助会費の納入手続については、理事会において別に定める。

(届出事項)

第 9 条 会員は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに本会に届け出なければならない。

- ① 名称
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 正会員の構成員の異動

(資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- ① 退会したとき
- ② 除名されたとき

(退会)

第 11 条 会員は、退会しようとするときは、あらかじめ本会に届け出なければならない。

- 2 退会の手続きについては、理事会において別に定める。
- 3 会員が解散し、又は 2 年度にわたり会費若しくは賛助会費を納入しなかったときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 12 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① 本会の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき
- ② 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき

(権利の喪失及び義務)

第 13 条 会員が退会したときは、本会に対する権利を失い、同時に義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会費の不返還)

第 14 条 会員が退会し、又は除名されたときは、既納の会費又は賛助会費は返還しないものとする。

第 3 章 総会

(構成及び議長)

第 15 条 総会はすべての正会員をもって、構成する。

- 2 総会の議長は、その総会において出席した会員代表者のなかから選任する。
- 3 総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限等)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 役員報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ⑤ 定款の変更

- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会員に対し、総会の目的となる事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 14 日前までに通知しなければならない。ただし、臨時総会を招集する場合であって、緊急やむを得ないときにおいては、7 日前までに通知するものとする。

(開催)

- 第 18 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、理事会の決議に基づき、又は正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(決議)

- 第 19 条 総会は、その構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、決議することができない。
- 2 総会の決議は、出席したその構成員の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会においてその構成員総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第 20 条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及びその会議の構成員の中からその会議において選出された議事録署名人（1 名）は、議事録に記名押印しなければならない。

第 4 章 役員並びに顧問及び参与

(役員)

- 第 22 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 17 名以上 22 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち 5 名以内の者を副会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行

理事とする。

- 5 理事は、正会員構成員の代表者又はこれに準ずる者をもってあてるものとする。ただし、専務理事についてはこの限りでない。

(選任)

第 23 条 役員は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。この場合において、会長候補者、副会長候補者及び専務理事候補者については、総会において指名された委員により構成された選考委員会において選出する。ただし、任期中に退任した副会長の後任の候補者については、会長の指名により選出することができる。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理し、日常の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 7 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び資産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 25 条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 役員は、総会の決議により解任することができる。

(顧問及び参与)

第 27 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項に関し、会長に対し、又は総会若しくは理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 参与は、本会の運営に関し、又は会長の諮問に応じ、又は総会若しくは理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与の定数、選任方法及び任期については、理事会において別に定める。

(報酬等)

第 28 条 役員並びに顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定め

る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成及び議長)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 1 理事会はすべての理事をもって構成する。
 - 2 理事会の議長は、会長又は会長が指名する者が当たる。

(権限等)

- 第30条 理事会は、本会の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督並びに会長、副会長、専務理事の選任及び解職を行うほか、法令及びこの定款に定める職務を行う。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 1 理事会は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

(開催)

- 第32条 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

- 第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 1 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(暫定予算)

- 第37条 事業年度開始までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 1 新たな予算が成立したときは、既に執行済みのものについてはこれを予算の執行と見なす。

(資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、会費、資産から生ずる収入、事業に伴う収入及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

- 第39条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会において別に定める。

(経費の支弁)

第 40 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、会長は、事業年度の終了とともに、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 事業報告の付属明細書

③ 貸借対照表

④ 損益計算書（正味財産増減計算書）

⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局、事務局長及び事務局員に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本会が清算する際に有する残余財産は、総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第 48 条 本会の清算人は会長とする。ただし、総会の決議により別に清算人を選任することができる。

第 9 章 雑則

(公告方法)

第 49 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(細則)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則については、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事、監事及び参与は、次のとおりとする。
 - ア 会長（代表理事）は別所芳樹とし、副会長（理事）は松谷高顕、福神邦雄、熊倉貞武及び鈴木 賢とし、専務理事（業務執行理事）は羽入直方とする。
 - イ ア以外の理事は、師尾 仁、滝田康雄、鹿目広行、岡野昌彦、中田佳男、中北馨介、小林 孝、高橋英富、藤田皓二、吉村恭彰、内匠屋 理、松井秀夫及び折目光司とする。
 - ウ 監事は茂木友幸及び加茂谷佳明とする。
 - エ 参与は渡辺自修とする。